

インフィニティ国際学院「INFINITY SUMMER SCHOOL 2025」

表題のプログラム（以下「本プログラム」といいます。）は、株式会社インフィニティグローバルスクール（以下「主催者」）が企画・実施する教育活動であり、旅行手配に関しては株式会社ラグーン（以下「旅行会社」）が募集型企画旅行として実施いたします。ご参加にあたり、以下の参加規約ならびに募集型企画旅行取引条件説明書をご確認いただきご同意のうえお申し込みください。

【主催者】

株式会社インフィニティグローバルスクール／インフィニティ国際学院
東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

【旅行会社】

株式会社ラグーン（東京都知事登録旅行業第2-8766号）
東京都千代田区二番町11-17

参加規約

第1条（主催者と旅行会社の役割）

1. 主催者は、学習プログラム・活動内容・引率体制を企画・実施します。旅行会社は、宿泊施設・バス等の手配および旅行契約に関する業務を行います。旅行部分については旅行業法に基づく募集型企画旅行として実施され、旅行会社との契約が成立します。

第2条（申込と契約の成立）

1. 参加申込は、所定の申込フォームの登録および参加費のお支払いをもって完了します。本プログラムへの参加契約は、本参加規約ならびに募集型企画旅行取引条件説明書に基づき成立します。

第3条（プログラム概要）

1. プログラム概要は以下の通りです。

項目	内容
名称	INFINITY SUMMER SCHOOL 2025
期間	2025年8月15日から、2025年8月19日まで（4泊5日）
場所	北海道上川町
宿泊先	層雲峡オートキャンプ場

募集	20名定員（先着順）
対象	小学3年～高校1年 （保護者の同伴はできません）
参加費	一般価格：165,000円（税込） 公式LINE登録割：159,500円（税込） 公式LINE早割：148,500円（税込）
申込締切日時	早割 6/5(木) 17:00 一般 6/19(木) 17:00 ※支払期限は申し込みから5日後となります
集合と解散	8/15(金) 集合時： 旭川空港 13:00、旭川駅 13:50、現地集合 15:00 8/19(火) 解散時： 現地解散 9:00、旭川駅 10:20、旭川空港 11:00
最少催行人数	10名（人数に満たない場合は出発日の21日前に中止を通知）

第4条（参加費に含まれるものと、各自でのご手配について）

- 参加費用には以下の費用が含まれています。
 - ①授業料・教材・アクティビティ参加費
 - ②食費(初日夕食～最終日朝食までの11回分)
 - ③宿泊費(4泊5日)
 - ④旭川空港または旭川駅から会場往復交通費
 - ⑤アクティビティ開催地までの移動費
 - ⑥プログラム期間中の写真データ
- 各自でのご手配いただくもの（こちらは参加費には含まれておりませんのでお客様にてご手配をお願いいたします。）
 - ①集合場所（旭川空港または旭川駅）までに必要な往復交通手段(フライトなど)
 - ②アクティビティに必要な持ち物
- 参加費用のお支払いは銀行振込にてお願いいたします。
振込手数料はお客様負担にてお願いいたします。

振込先口座	
銀行名	： 楽天銀行
支店名	： 第二営業支店（252）
口座	： 普通 7415040
口座名義	： カ) ラグーン

第5条（キャンセルおよび取消料）

1. お申込み後のキャンセルには、以下のキャンセル料（取消料）が発生します。

期日	キャンセル料（取消料）
申込日から申込締切日まで	キャンセル料は発生致しません。ただし振込手数料として 330 円が発生します。
申込締切日から 7/18（金） 15:00 まで	参加費の 50%+振込手数料 330 円
7/18（金） 15:00 以降	参加費の 100%（返金はありません）

2. このキャンセル料（取消料）は、当該旅行商品における手配や人件費等を考慮し、合理的な範囲で設定されています。

第6条（プログラム内容の変更・中止）

1. 天災・感染症の拡大・交通機関の不通・その他やむを得ない事由により、プログラム内容の一部または全部を変更・中止する場合があります。
2. この場合、主催者および旅行会社は参加者に速やかに連絡し、可能な限りの代替措置を講じますが、それに伴う損害（交通費や宿泊費など）について補償はいたしかねます。

第7条（健康・安全に関する対応）

1. 参加者は、心身ともに健康で、本プログラムへの参加に支障がないことを確認のうえお申し込みください。
2. 食物アレルギー・持病・特別な配慮が必要な場合は、事前に必ずご相談ください。主催者および旅行会社は、安全管理に最大限努めますが、万が一の事故等に備えて、お客様ご自身にて旅行保険等へのご加入をお願いいたします。
3. 本プログラムにおいて、プログラムの趣旨に著しくそぐわない行為や他の参加者に迷惑をかける 悪質な行為を繰り返した場合など、スタッフが安全上、参加が難しいと判断した際には、プログラムの途中であっても、当該参加者に帰宅していただく場合がございます。
4. 本イベントにおける指導者の指示に従わないことにより発生した事故や盗難について、主催者および旅行会社は一切責任を負わないものとします。

第8条（個人情報の取扱い）

1. 参加申込にあたりご提供いただいた個人情報は、本プログラムの運営および緊急連絡、保険加入などの目的にのみ使用し、第三者に提供することはありません（法令に基づく場合を除く）。

第9条（肖像権について）

1. 本プログラム中に撮影された写真・動画について、広報・報告書・ウェブサイト等に掲載する場合があります。掲載を希望されない場合は、事前にお申し出ください。

第10条（優先事項）

1. 本参加規約と募集型企画旅行取引条件説明書の内容に相違がある場合には、本参加規約が優先されます。
2. その他、本規約に記載のない事項は、募集型企画旅行取引条件説明書に準じます。

募集型企画旅行取引条件説明書

本書について

本書（募集型企画旅行取引条件説明書）は、株式会社インフィニティグローバルスクール（以下「主催者」）が企画・実施するプログラムにおける旅行手配に関する旅行条件説明書です。ご参加にあたり、参加規約ならびに本書をご確認いただきご同意のうえお申し込みください。なお、参加規約と募集型企画旅行取引条件説明書の内容に相違がある場合には、参加規約が優先されます。

【主催者】

株式会社インフィニティグローバルスクール／インフィニティ国際学院
東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

【旅行会社】

株式会社ラグーン（東京都知事登録旅行業第2-8766号）
東京都千代田区二番町11-17

第1条（募集型企画旅行契約）

- a. この旅行は株式会社ラグーン（以下「当社」といいます。）が株式会社インフィニティグローバルスクールとともに企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- b. 旅行契約の内容・条件は、参加規約、募集広告ならびにパンフレットまたはホームページ、本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- c. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

第2条（お申込みと旅行契約の成立）

- a. 当社は電話、郵便及びファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して5日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金（または参加費）の支払いをしていただきます。この期間内に申込金（または参加費）の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。

- b. お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第 21 条の通信契約による旅行条件を適用し、第 21 条 d の定めにより契約が成立します。
- c. 旅行契約は、郵便またはファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金（または参加費）のお支払い後、当社の旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させるときは、第 21 条 d の定めにより契約が成立します。
- d. 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- e. 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 22 条による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- f. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- g. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第 3 条（お申し込み条件）

- a. 18 歳未満の方は親権者の同意書（または親権者によるお申し込み）が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。ただし、中高生向けの旅行・プログラム等の場合、参加規約の記載に準じます。
- b. ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- c. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- d. お客様が当社に対して暴力的または不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- e. お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- f. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらた

めて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

- g. 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、または書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- h. 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- i. 当社は、本条 a,b,f,g,h の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、a,b はお申し込みの日から、f,g,h はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
- j. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- k. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- l. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- m. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

第 4 条（契約書面と最終旅行日程表のお渡し）

- a. 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- b. 本条 a の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、郵送、電子メール等でのお渡しその他、インターネットを利用したアプリ等でご案内することがあります。

第 5 条（旅行代金のお支払い）

- a. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前に

お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第21条に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金(または参加費)、追加代金として表示したものを含みます。)や第13条に規定する取消料・違約料、第9条に規定されている追加料金をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

第6条 (旅行代金について)

- a. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- b. 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- c. 「旅行代金」は、第2条の「申込金(または参加費)」、第13条aの「取消料」、第13条cの「違約料」、及び第20条の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告またはホームページ、パンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金(または基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

第7条 (旅行代金に含まれるもの)

- a. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- b. 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- c. その他ホームページ、パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- d. 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

第8条 (旅行代金に含まれないもの)

- a. 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
- b. 宿泊施設利用における宿泊税(一部注釈のあるコースにおける宿泊税を除く)、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。)
- c. クリーニング代、電話代その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- d. ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- e. 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。

- f. 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

第9条（追加料金）

第6条でいう「追加料金」は、以下の料金をいいます。（あらかじめ「旅行料金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

- a. ホームページ、パンフレット等で当社が「××××追加料金」と称するもの（ストレートチェックイン追加料金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ、パンフレット等に記載した場合の追加料金等）。

第10条（旅行契約内容の変更）

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に速やかにご説明いたします。

第11条（旅行料金の額の変更）

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行料金及び追加料金、割引料金の額の変更は一切いたしません。

- a. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行料金を変更いたします。ただし、旅行料金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- b. 当社は本条 a の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本条 a の定めるところにより、その減少額だけ旅行料金を減額します。
- c. 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行料金を減額します。
- d. 第10条により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料、その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行料金を変更します。
- e. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行料金が異なる旨をホームページ、パ

ンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

第12条（お客様の交代）

お客様は、契約上の地位を別の方に譲り渡すことはできません。

第13条（お客様による旅行契約の解除）

<旅行開始前>

- a. お客様は、下記に記載する取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「取消日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に契約を解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

取消日	取消料（お一人様につき）
申込日から申込締切日まで	振込手数料 330 円
申込締切日から 7/18（金）15:00 まで	参加費（旅行費用）の 50% + 振込手数料 330 円
7/18（金）15:00 以降	参加費（旅行費用）の 100%

- b. 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- c. 旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- d. お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更（航空運賃変動型プランにおいては、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます）については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。
- e. お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- 第 10 条に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第 20 条の表に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - 第 11 条 a の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第 4 条に定める期日までに、確定書面（最終旅行日程表）をお

渡ししなかったとき。

- v. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- f. 当社は、本条 a により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(または参加費または申込金(または参加費)等)から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金(または参加費)のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

<旅行開始後>

- g. お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- h. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

第14条(当社による旅行契約の解除)

<旅行開始前>

- a. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- b. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- e. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その

他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

お客様が第5条に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前13条aに定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

<旅行開始後>

- a. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

当社が上記cの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

当社は、上記b,d規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けません。

第15条（旅行代金の払い戻し）

当社は、第11条の規定により旅行代金が減額された場合または第13、14条の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減

額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

第 16 条（旅程管理）

- a. 当社はおお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がおお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
 - i. お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。但し、本条 f の個人旅行プランを除きます。
 - ii. 前 i の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- b. お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- c. 【添乗員同行コース】添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本条 a に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行ないます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。
- d. 【現地添乗員同行コース】現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本条 c における添乗員の業務に準じます。
- e. 【現地係員案内コース】現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません、当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本条 a に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。
- f. 【個人旅行コース】個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

第 17 条（当社の責任）

- a. 当社は、契約の履行に当たって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して 6 か月以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- b. お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本条 a の責任を負いかねます。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

- i. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ii. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - iii. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - iv. 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - v. 自由行動中の事故
 - vi. 食中毒
 - vii. 盗難
 - viii. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- c. 当社は、手荷物について生じた本条 a の損害については、同条の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お 1 人につき 15 万円(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

第 18 条 (お客様の責任)

- a. お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- b. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- c. お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第 19 条 (特別補償)

- a. 当社は第 17 条の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として 1500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10 万円を限度とします。当社は現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、その他約款の別紙「特別補償規程」第 18 条 2 条に定

める品目については補償いたしません。

- b. 当社が第 17 条 a の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部または全部に充当します。
- c. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本条 a の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- d. 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われたい旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

第 20 条 (旅程保証)

- a. 当社は、下記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の i、ii、iii に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 17 条 a の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
 - i. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - 1. ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - 2. イ) 暴動
 - 3. ウ) 戦乱
 - 4. エ) 官公署の命令
 - 5. オ) 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - 6. カ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - 7. キ) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
 - ii. 第 13、14 条での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更
 - iii. パンフレットまたはホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- b. 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、

旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

- c. 当社が、本条 a の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 条 a の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同条の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額とを支払います。
- d. 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
①	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0	2.0
⑧	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑨	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイ	2.5	5.0

	トル中に記載があった事項の変更		
--	-----------------	--	--

- (注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注2) 確定書面（旅程表）が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面（旅程表）の記載内容との間又は確定書面（旅程表）の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- (注4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注5) ⑦の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のWebサイトで閲覧に供しているリストによります。
- (注6) ④又は⑦若しくは⑧に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
- (注7) ⑨に掲げる変更については、①から⑧までの率を適用せず、⑨によります。

第21条（通信契約により旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件）

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下、「通信契約」といいます。)

- a. 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- b. 本条でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日をいいます。
- c. 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- d. 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知をお客様に送信した時点で成立するものとします。
- e. 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。

ます。

- f. 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なしに契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第22条（個人情報の取扱い）

- a. 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込んだ旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は(1)当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い(3)アンケートのお願い(4)特典サービスの提供(5)統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- b. 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社と機密保持契約を結んだ協力企業との間で、共同して利用させていただきます。協力企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
- c. 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜を図るため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店等に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法及びファクシミリ等で送付することによって提供します。なお、これらの事業者への個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込み時にお申出ください。

第23条（ご注意）

- a. お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- b. お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- c. 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は一切の責任を負いません。

- d. 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- e. お客様のご都合による行程変更等はできません。ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。例えば航空便利用のコースの場合、交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は、別途、お客様の負担で航空券の購入が必要となり、航空券引換証の払い戻しも出来ません。
- f. 悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第13条eの規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様のご負担となります。
- g. 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- h. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- i. 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保険にご加入のうえご参加ください。

第24条（募集型企画旅行契約について）

この条件に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。